

児童クラブへの登録をお考えの保護者の皆様へ

仙台市・仙台市教育委員会

放課後子ども教室のご案内

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、仙台市では、保護者が仕事などで日中家庭にいない小学生の健全な育成を図ることを目的に、児童館において児童クラブを開設しております。

児童クラブへの登録につきましては、例年、多くの方からお申込みをいただいておりますが、登録可能な人数には限りがあり、児童の安全の確保などの視点から、一部の方には登録をお断りしている状況となっております。

館小学校区では、上記児童クラブ以外にも、放課後の安全な居場所として、小学校の教室を活用した**放課後子ども教室「館小学校放課後子ども教室」**を開設しておりますので、ご案内申し上げます。

放課後子ども教室では、地域の方々のご協力のもと、学習、スポーツ、文化活動のほか、様々な体験活動などを行っておりますが、開設日数やスタッフなど、児童クラブと異なる点がありますので、裏面の「放課後子ども教室の概要」をご参照の上、ご利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

《担当》

「放課後子ども教室」

教育委員会生涯学習課生涯学習係

電話214-8887

「児童館児童クラブ」

子供未来局児童クラブ事業推進課

電話214-8176

放課後子ども教室の概要

放課後子ども教室は、地域住民がスタッフとなって運営しています。地域の子どもを見守り育てるボランティアとして活動していることから、児童センターの児童クラブとは異なる点があります。その点をご確認・ご了承の上、申込みをご検討願います。

区分 項目	館小学校放課後子ども教室 (放課後子ども教室)	館児童センター児童クラブ (放課後児童健全育成事業)
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・小学2～6年生(通年) ・小学1年(2学期から) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学1～6年生 ＊昼間、保護者が就労等により家庭にいない児童のみ対象です。
開設日、 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・木曜日または金曜日 3月～10月 放課後～16:30 ＊お迎えがある場合は16:45までです。 11月～2月 放課後～16:00 ＊お迎えがある場合は16:30までです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜、祝日、年末年始を除く毎日。 平日 放課後～18:00 (延長利用の場合～19:15) 土曜日 9:00～17:00 ＊長期休業日中の平日は8:00から開設します。 ＊下校時刻以降の帰宅は、保護者のお迎えが必要です。
場所・ スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 館小学校 図書室 等 ＊地域の方で構成するコーディネーター及び安全指導員が担当します。様々な世代の方々が関わっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・館児童センター ＊児童館職員が担当します。
費用	<ul style="list-style-type: none"> ・無料 	<ul style="list-style-type: none"> ・月3,000円 ＊延長利用 別途月1,000円
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・工作、読書 ・自由あそび ・自主学習 ＊年2回程度、体験日を予定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自由遊び ・読書 ・行事、イベント(館により異なります) ＊職員による学習指導はありません。
申込み 期間・ 定員	<ul style="list-style-type: none"> ・4月18日(月)～随時受付 ・申込書を担任へ提出してください。 ・定員はありませんが、年に一度でも利用予定の方は安全管理のため同意書に記入し、申し込みをしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・11月22日(月)～12月11日(土) ・申込書を児童館へ提出してください。 ＊希望者が多数の場合には、登録をお断りすることがあります。 ＊保護者の就労等を証明する書類が必要です。
お問合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> 館小学校放課後子ども教室 住所：仙台市泉区館七丁目1-17 電話：376-3139(館小学校) 	<ul style="list-style-type: none"> 館児童センター 住所：仙台市泉区館七丁目1-11 電話：376-5149

《その他》・費用のほかに材料代、保険代など、実費を徴収することがあります。

- ・大勢の児童の中で活動することになりますので、自分で登下校(館)ができ、身辺自立(身のまわりの整理、用便など)ができる児童が原則対象です。
- ・下校後、帰宅せずに学校から直接放課後子ども教室または児童クラブに向かうことができます。